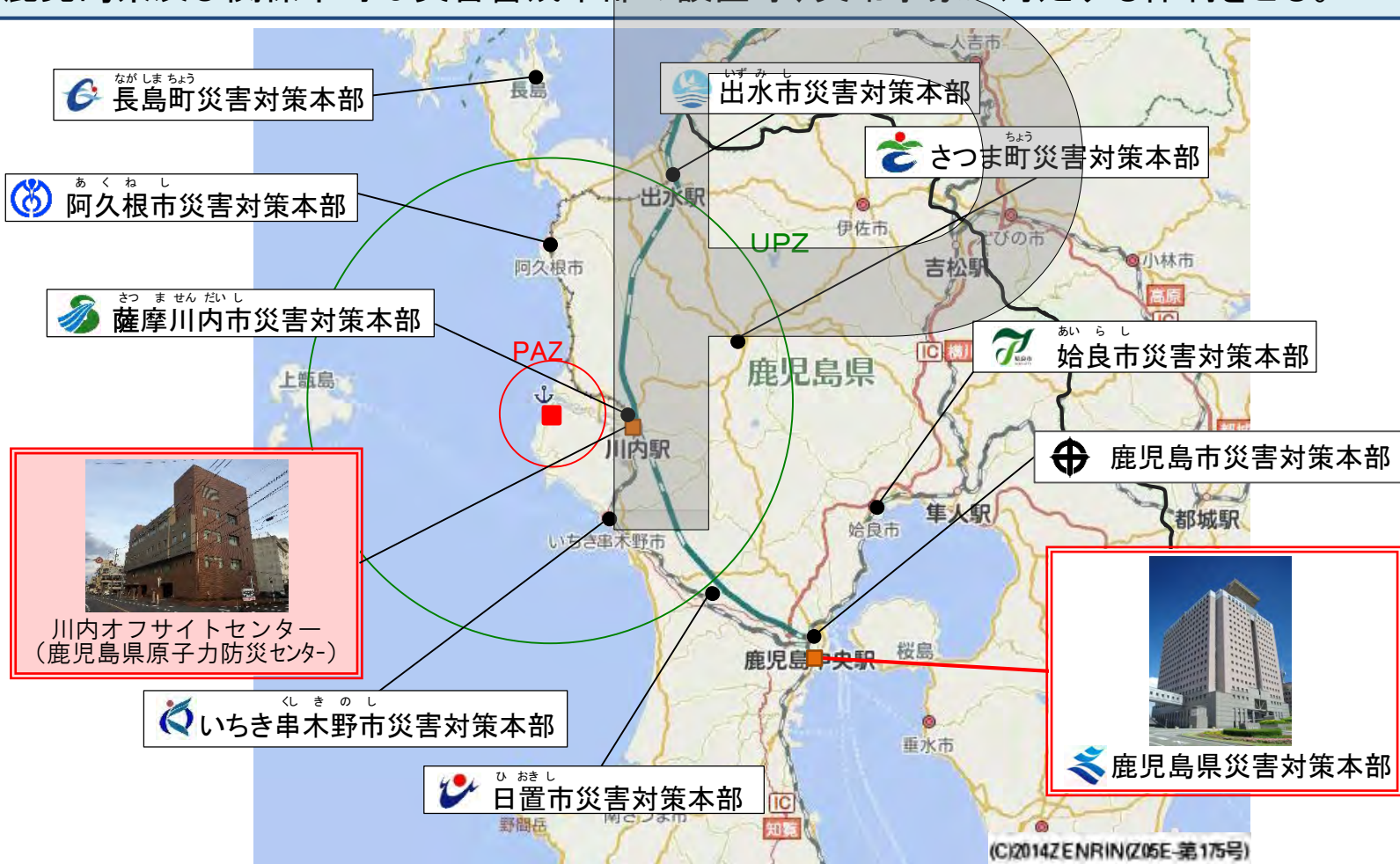
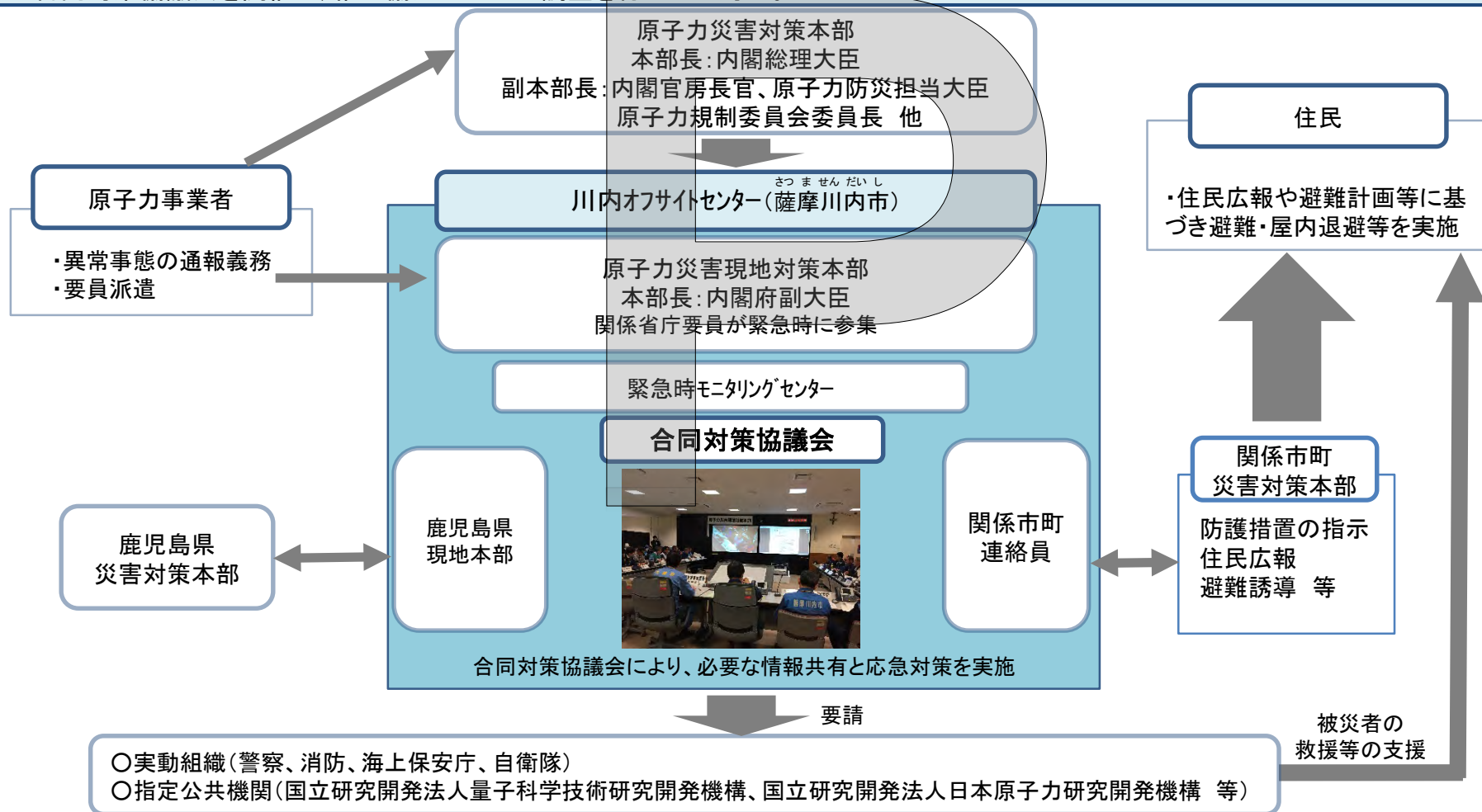


鹿児島県及び関係市町の対応体制

- 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置し、鹿児島県は現地災害対策本部を鹿児島県原子力防災センター（以下、「川内オフサイトセンター」という。）に設置。
- 災害対策本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故や薩摩川内市で震度5弱以上の地震の発生を認知した場合等には、鹿児島県及び関係市町は災害警戒本部の設置等、異常事象に対処する体制をとる。

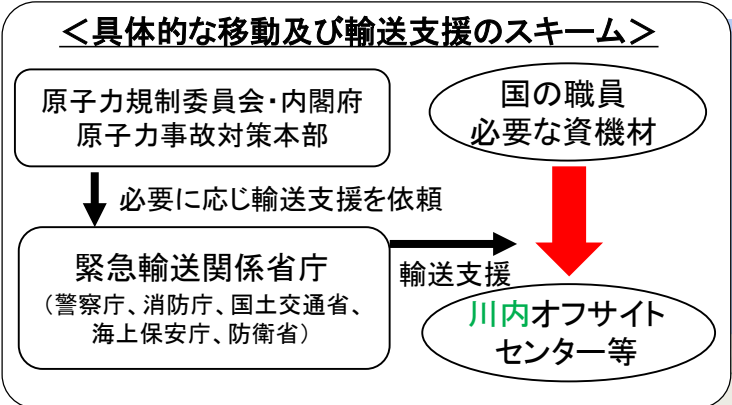


- 薩摩川内市^{さつませんたいし}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、川内オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を川内オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

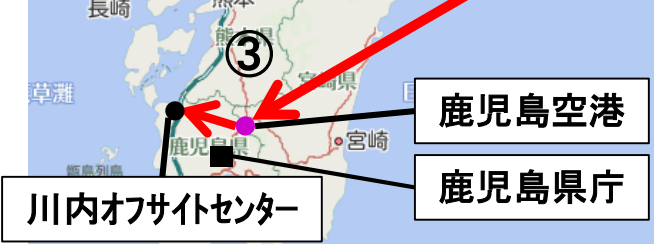
- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を川内オフサイトセンター及び鹿児島県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導（警察）約1時間



③鹿児島空港～川内駐屯地
ヘリ（自衛隊） 約30分



川内オフサイトセンターへの派遣（警察、自衛隊による輸送支援の一例）
 環境省・内閣府～入間基地～鹿児島空港～川内駐屯地～川内オフサイトセンター
 ※平成25年度原子力総合防災訓練の実績による

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

せん だい
➤ 川内オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造5階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

- ・放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備を整備済み。

【電源対策】

- ・無停電電源装置、非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置。
- ・非常用発電機の燃料不足時には、九州電力(株)が継続して燃料補給を実施。



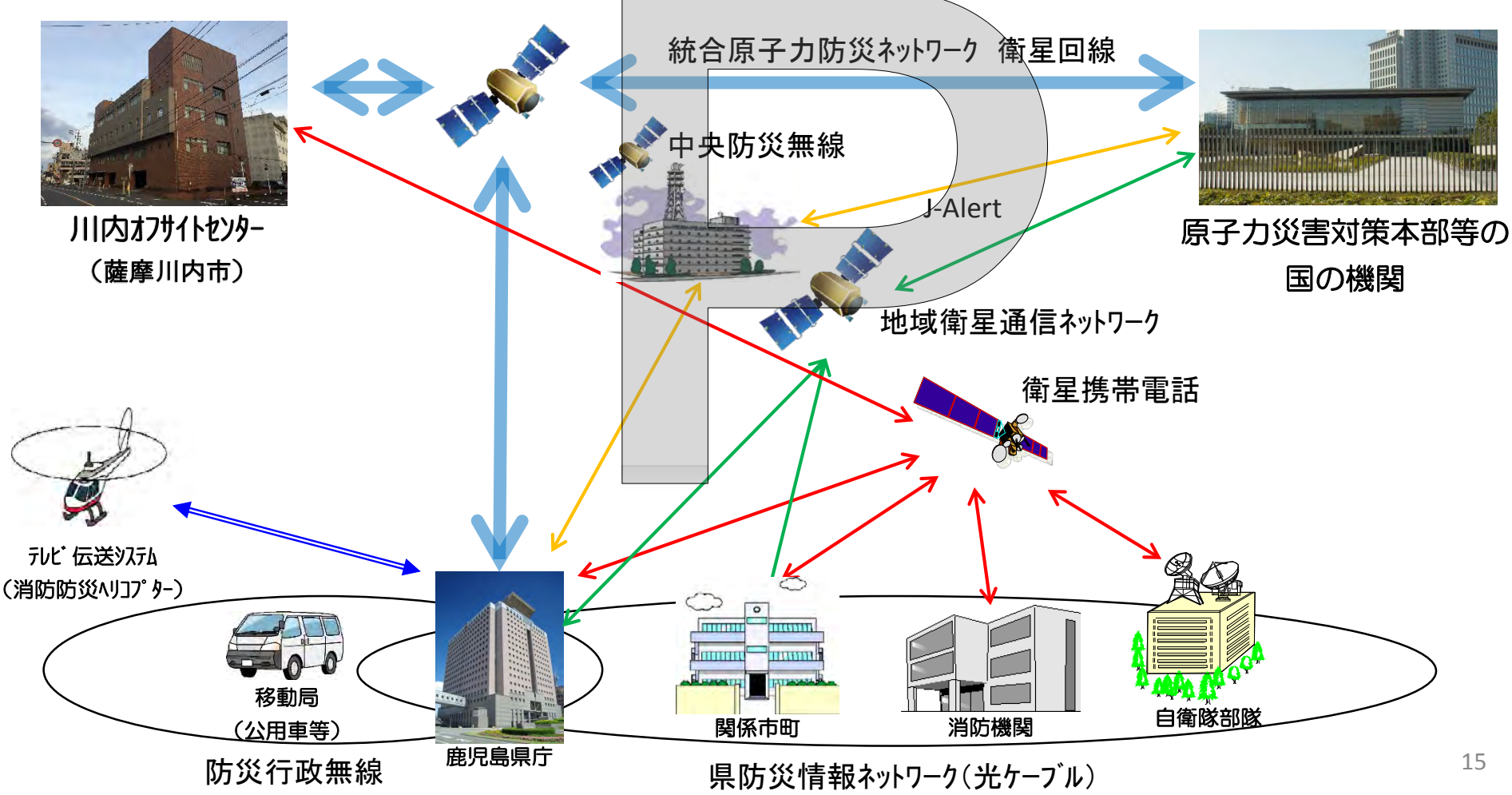
川内オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)
〔放射線防護対策、無停電電源装置、非常用発電機
(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置
(発電所からの距離約11km)〕

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 鹿児島県消防学校(日置市): 発電所から約24km
(放射線防護対策及び非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置)
- 鹿児島県庁庁舎(鹿児島市): 発電所から約46km
(非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置)

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

<一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合>

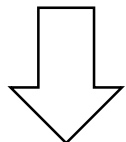


住民への情報伝達体制

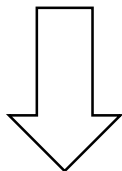
- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

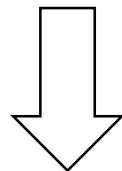
原子力災害対策本部
(首相官邸)



現地災害対策本部



鹿児島県・関係市町



住民



防災行政無線
(屋外拡声子局)



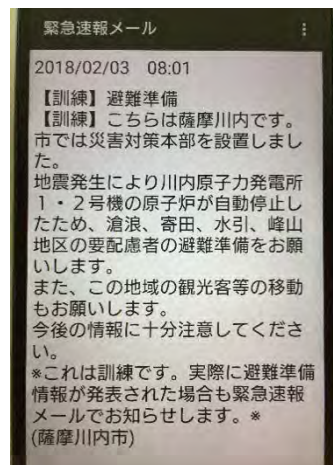
防災行政無線
(薩摩川内市からの発信)



広報車



防災行政無線
(戸別受信機)



緊急速報メールサービス(イメージ)